

議案第75号 令和3年度鈴鹿市一般会計補正予算(第9号)
 議案第76号 令和3年度鈴鹿市一般会計補正予算(第11号)

子育て世帯に臨時特別給付金を給付

○子育て世帯への臨時特別給付金給付費 30億8,200万円

(概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、18歳までの子ども一人につき10万円の給付金を一括給付するもの。

質疑 本市に転入された方や新生児などを対象とした給付はどのように行うのか。

答弁 本給付金は、9月分の児童手当を支給した自治体から給付されることとなっているため、10月以降に本市に転入された方には、本市からではなく、当該自治体から給付を受けていただくことになる。

新生児に関しては、令和4年3月31日までに生まれた児童のうち、児童手当の支給対象となっている児童が給付金の対象となっている。基本的に、出生届の提出時に児童手当の手続きを行っていただくため、その内容を基に申請不要のプッシュ型で給付することを検討している。

議案第76号 令和3年度鈴鹿市一般会計補正予算(第11号)

住民税非課税世帯などに臨時特別給付金を給付

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費 21億8,380万円

(概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々に対し、生活・暮らしへの支援として給付金を給付するもの。

質疑 給付対象者に対するプッシュ型の通知や給付金の給付はいつ頃行う予定か。家計が急変した世帯に対する給付に当たって、家計急変をどのように判断するのか。いつまでに本市に転入された方が、本市における給付対象者となるのか。

答弁 給付金の給付対象となる非課税世帯は約20,410世帯と見込んでおり、これらの世帯の方には給付金に関するプッシュ型の通知を2月上旬頃に郵送し、早ければ2月下旬に給付することを予定している。

家計が急変した世帯は約1,400世帯と見込んでおり、給付金の申請をする月の直前で、家計の急変を判断することとして、国からの制度概要が示されている。

本市に転入された非課税世帯の方の場合、12月10日の基準日に本市に住民票があった方が本市における給付金の給付対象となる。家計が急変した世帯の方の場合、申請時に居住する自治体で申請していただくことになる。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	
■ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。	
給付額	1世帯当たり10万円
対象者	① 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※ 住民税が課税されている等の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)。

厚生労働省ホームページでの案内

(注) 予算決算委員会地域福祉分科会の答弁内容は、各分科会開催時点における状況です。